

# 自治体ウェブサイトにおけるマルチメディアコンテンツの アクセシビリティ方針の現状と課題

## Current Status and Issues of Accessibility Policy of Multimedia Content on Local Government Websites

榊原直樹<sup>1</sup>  
SAKAKIBARA Naoki<sup>1</sup>

### Abstract

In this study, we investigated the current status of accessibility of audio and video files on municipal websites. As a result, we found that most websites distribute videos through external video-sharing sites, which were excluded from the accessibility test scope. Although there are possible ways to strengthen regulations in order to improve accessibility of audio and video files, considering the current situation, it would be better to promote and educate people to use the automatic subtitling function of Youtube's speech recognition feature. In addition, since many local governments use CMS and accessibility is also supported by CMS functions, adding audio and video accessibility functions to CMS will be considered as a future measure.

キーワード：自治体，ウェブアクセシビリティ，動画，字幕，JIS X 8341-3

**Keywords:** Local Government, Web accessibility, Movie, Caption, JIS X 8341-3

### 1. はじめに

#### 1.1 自治体におけるウェブアクセシビリティと課題

自治体は、住民の生活に密接に関わる公共サービスを提供し、行政の透明性や効率性を確保するために、ウェブサイトを活用している。しかし、自治体ウェブサイトは、視覚障害者や聴覚障害者、高齢者など、さまざまな障害や特性を持つ人々が利用する可能性があり、こうした多様なユーザに対してアクセシビリティの確保が求められている。

アクセシビリティとは、誰もが利用できる状態のことであり、ウェブアクセシビリティとは、ウェブサイト为谁もが支障なく利用できる状態にすることである。具体的には、視覚障害者や聴覚障害者、高齢者などの障害や特性を持つ人が、ウェブサイトの情報を正しく取得し、利用できることを意味する。

#### 1.2 自治体に対するウェブアクセシビリティの要請

日本にはウェブアクセシビリティを義務化する法律はない。しかし、自治体に対しては努力義務やガイドラインなどによりウェブアクセシビリティへの対応に関して様々な要請がある。

---

<sup>1</sup> 清泉女学院大学

**障害者基本法**：障害者基本法の改正（2004年6月）では、「第19条 情報の利用におけるバリアフリー化」が追加され、2011年の改正では「第22条 情報の利用におけるバリアフリー化等」に改められている。この中で「第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。」としている（内閣府, 2011）。

**みんなの公共サイト運用ガイドラインモデル**：総務省は「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年度版）」を作成し、自治体に対してウェブアクセシビリティを確保するための方策についてまとめている（総務省, 2016）。

**障害者差別解消法**：障害者差別解消法では、障害者が行政機関等の提供するサービスを利用するために必要な合理的配慮をおこなうことを義務づけている。ウェブアクセシビリティは、この合理的配慮を提供するために必要な環境整備の一環として事前的改善措置として計画的に推進することが求められている（総務省, 2020）。

**ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック**：デジタル庁は2022年にウェブアクセシビリティに初めて取り組む行政官や事業者向けに、ウェブアクセシビリティの考え方、取り組み方について解説したガイドブックを公開した。（デジタル庁, 2022）

自治体ウェブサイトのアクセシビリティに関するガイドライン「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（総務省, 2016）の中では、自治体ウェブサイトは、2017年までにJIS X8341-3:2016のAAレベルへの対応が求められている。

表 1 適合レベルの詳細

レベル A	レベル AA	レベル AAA
最低限の基準	望ましい基準	発展的な基準
25 項目	13 項目	23 項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>この基準を満たせなければ支援技術を駆使してもまったくアクセスできなくなる場合がある。</li> <li>非テキストコンテンツに代替テキストを用意する、キーボードでも操作できるようにするなど。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この基準を満たすと、支援技術を駆使しなくても多くの環境でアクセスできるようになる。</li> <li>最低限のカラーコントラスト、文字サイズなど。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この基準を満たすと、よりアクセスしやすくなることもある。</li> <li>レベル A～AA の基準を厳しくしたものに加え、わかりやすい言葉を使うなど。</li> </ul>

JIS X8341-3:2016 とは、高齢者や障害のある人を含む全ての利用者が、使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術などに関係なく、ウェブコンテンツを利用することができ

るようにすることを目的とした、日本のウェブアクセシビリティに関する規格である（日本規格協会, 2016）。

具体的には、ウェブコンテンツの構造や表示、操作、コンテンツの読み取りやすさなどについて適合レベルを定めている。達成基準は表 1 のように、必要不可欠かどうかや、ページの機能を制限するかどうかなどを考慮して、3 段階のレベル（A, AA, AAA）で定められている。

### 1.3 自治体ウェブサイトのアクセシビリティの現状

自治体に求められるレベル AA はレベル A およびレベル AA の両方の基準である合計 38 項目の達成基準を満たす必要がある。レベル A は、達成しなければウェブサイトの利用が困難になることが想定される項目であり、レベル AA の基準をすべて満たしていたとしても、レベル A の基準を 1 つでも満たしていなければレベル AA に準拠しているとは言えない（WAIC, 2021）。

2022 年に総務省が市町村などの公共サイトを対象に実施した調査によると、「適合レベル A 及び AA に「問題あり」が検出されたページの割合は、調査対象とした全ページの 30.48%であった」。この調査では、ウェブアクセシビリティを試験するソフトウェアを用い、インターネットを通じて機械的にテストを実施している（アライド・ブレインズ株式会社, 2023）。

試験実施ガイドライン（WAIC, 2016）によれば、試験方法は次の 3 つに分類できる。

1. コンテンツ内で試験すべき対象を機械的に発見可能な場合で、発見した対象を機械的に判断する方法（AC: Automated Check）
2. コンテンツ内で試験すべき対象を機械的に発見可能な場合で、発見した対象を人が判断する方法（AF: Automated Find）
3. コンテンツ内で試験すべき対象を機械的に発見することが不可能な場合で、対象を人が判断する方法（HC: Human Check）

前述の総務省の調査ではこのうち、1 の機械的に判断する方法によって試験をおこなっており、2 及び 3 の試験は実施されていない。機械的に発見できない問題の中には、達成しなければウェブサイトの利用が困難になる基準も含まれている。その代表的なものに動画や音声ファイルなどの非テキストコンテンツに関する達成基準がある。

### 1.4 マルチメディアコンテンツのアクセシビリティ

JIS X8341-3:2016 によれば、動画や音声などのテキスト以外のコンテンツ（以下非テキストコンテンツ）に対して、同等の目的を果たすテキストを提供することが求められている。

表 2 マルチメディアコンテンツに関する JIS X 8341-3:2016 達成基準表

項番	達成基準	レベル
1.1.1	非テキストコンテンツ	A
1.2.1	音声だけ及び映像だけ（収録済み）	A
1.2.2	キャプション（収録済み）	A
1.2.3	音声解説又はメディアに対する代替コンテンツ（収録済み）	A
1.2.4	キャプション（ライブ）	AA
1.2.5	音声解説（収録済み）	AA
1.4.2	音声の制御	AA

動画や音声などを提供する場合、次のようなアクセシビリティの達成基準を満たす必要がある。

表 3 マルチメディアコンテンツの対応方法

状況	対応方法	対応する達成基準
音声で情報を提供している	スピーチなどの録音を掲載している場合、聴覚に障害のある人は内容を知ることができないので、録音内容を書き起こしたテキストを提供する。	1.1.1(A), 1.2.1(A), 1.4.2(A), 2.2.1(A), 2.2.2(A)
音声のない動画がある	画面に写った内容を目視して確認するような、音声による解説がない動画は、視覚に障害のある人が内容を知ることができないので、書き起こしテキストあるいは代替の音声コンテンツを提供する。	1.1.1(A), 1.2.1(A), 2.2.1(A), 2.2.2(A)
音声のある動画がある	聴覚に障害のある人が内容を知ることができないので、書き起こしテキストまたは音声解説、およびキャプションを提供する。	1.1.1(A), 1.2.2(A), 1.2.3(A), 1.2.5(AA), 1.4.2(A), 2.2.1(A), 2.2.2(A)
ライブの音声を提供している	ライブの音声であることを明示し、できれば内容を文字情報として提供する。	1.1.1(A), 1.4.2(A)
ライブの動画を提供している	ライブの動画であることを明示し、字幕を提供する。	1.1.1(A), 1.2.4(AA), 1.4.2(A)

### 1.5 研究課題

近年、スマートフォンの普及により、誰もが動画を利用できるようになった。また、自ら動画を制作・発信する機会も増えている。動画は、視覚と聴覚の両方から情報を得ることができるため、従来のテキストベースの情報よりも理解しやすいというメリットがある。しかし、動画が広く利用される社会において、これらのアクセシビリティに対応していないというのは大きな問題である。

動画のアクセシビリティには、字幕や音声解説の提供、音量調整の容易さなどが挙げられる。これらのアクセシビリティに対応していない動画は、聴覚障害者やスクリーンリーダーを利用している人にとって、内容を理解することが困難となる。

しかし、自治体に対してウェブアクセシビリティを求める法律や規制、ガイドラインなどの整備は進んでいるが、いずれも義務ではなく、達成できなくとも罰則などのペナルティはないため、こうした対応の優先順位が下がっている。

そこで本研究では、自治体などの公共サイトにおける動画・音声ファイルなどのマルチメディアコンテンツに関する現在の状況を調査し、今後の課題について検討することにする。各種の制度や運用上の問題については今回は踏み込まず、現状の制度下でウェブアクセシビリティの向上策を検討するものとする。

## 2. 調査方法

本研究では、公共サイトで動画や音声コンテンツがどのように扱われているかを調べる。

はじめに予備調査として、長野県内にある市町村の公式ウェブサイトを調べ、「ウェブアクセシビリティ方針」を記載したページを確認し、調査項目を検討した。

次に、予備調査の結果を踏まえ、都道府県庁と、層化抽出した全国 100 市の公式ウェブサイト調査し、結果をまとめた。

### 2.1 予備調査

自治体ウェブアクセシビリティの状況を確認するために、はじめに長野県内の市町村の公式ウェブサイトを確認した。長野県内の市町村の数は 19 市，23 町，35 村の計 77 つである。市町村の数では全国第 2 位であり，村の数は全国第 1 位である。

各市町村の公式ウェブサイトを閲覧し，ウェブアクセシビリティ方針の記載されたページを確認して，状況を把握した。JIS X 8341-3:2016 附属書 JA.5「保守・運用」同 JA.6「PDCA サイクルによるウェブアクセシビリティの確保・維持・向上」によれば，ウェブアクセシビリティ方針とは企画段階においてウェブページ一式の責任者が策定するものである。方針は対象ウェブページ一式の中でアクセシビリティを確保する対象を定め，目標とする適合レベルを選択したものである。

長野県内の自治体ウェブサイトを 2023 年 8 月 9 日から 16 日の期間に閲覧し，ウェブアクセシビリティ方針を確認した。結果は 2023 年 12 月 20 日に最終確認をしている。

表 4 長野県自治体ウェブサイトのアクセシビリティ適合レベル (2023 年 12 月 20 日)

	AA	A に一部準拠	未対応
市 (19)	8	0	11
町 (23)	4	1	18
村 (35)	6	0	29
全体 (77)	18	1	58

長野県内の 77 市町村で JIS X8341-3:2016 に対応した試験を実施し，その結果を公開し

ているのはわずか 19 サイトであり全体の約 25%に過ぎないことがわかった。市>町>村の順に未対応のサイトが増加しており、町・村の約 80%がウェブアクセシビリティについて未対応であった。未対応の市町村のうち、今後の対応を明記してあるサイトは 6 市町村だった。

## 2.2 調査対象

予備調査から、対象となる自治体がある程度の規模のあるものに絞り込むことにし、都道府県庁と人口の多い上位 100 市を選択して調査することにした。

表 5 地域ごとの市の選択数

地域	市の数	選択数	選択した市
北海道	35	5	札幌市, 旭川市, 函館市, 苫小牧市, 帯広市
東北	77	10	仙台市, 郡山市, いわき市, 秋田市, 盛岡市, 福島市, 青森市, 山形市, 八戸市, 弘前市
関東	180	23	横浜市, 川崎市, さいたま市, 千葉市, 相模原市, 船橋市, 川口市, 八王子市, 宇都宮市, 松戸市, 市川市, 藤沢市, 柏市, 町田市, 横須賀市, 高崎市, 川越市, 所沢市, 越谷市, 前橋市, 水戸市, 市原市, 府中市
中部 <sup>2</sup>	145	19	名古屋市, 浜松市, 新潟市, 静岡市, 金沢市, 豊田市, 富山市, 岐阜市, 岡崎市, 一宮市, 豊橋市, 春日井市, 長岡市, 福井市, 富士市, 甲府市, 安城市, 豊川市, 沼津市
近畿	125	16	大阪市, 神戸市, 京都市, 堺市, 姫路市, 東大阪市, 西宮市, 尼崎市, 豊中市, 吹田市, 枚方市, 奈良市, 高槻市, 和歌山市, 大津市, 明石市
中国・四国	92	12	広島市, 岡山市, 松山市, 倉敷市, 福山市, 高松市, 高知市, 徳島市, 下関市, 呉市, 松江市, 東広島市
九州	119	15	福岡市, 北九州市, 熊本市, 鹿児島市, 大分市, 宮崎市, 長崎市, 那覇市, 久留米市, 佐世保市, 佐賀市, 都城市, 沖縄市, 諫早市, うるま市
合計	773	100	

<sup>2</sup> 長野県の 19 市を除く

市の選択は地域性が反映されるように、全国を7地区（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州）に分けた層化抽出法を用いて選択した。なお中部地方から既に確認済みの長野県の市を除いている。なお、行政区ごとにウェブサイトが設置されているが、アクセシビリティ方針は属する市と同じものを利用しているため、除外している。

### 2.3 調査項目

調査にあたって、各自治体のウェブサイトのアクセシビリティ方針のページを閲覧し、次のような項目の内容を確認した。

**適合レベル：**JIS X8341-3:2016「附属書 JB（参考）試験方法」に基づいておこなわれた試験の結果と適合レベルを確認した。

**対象範囲：**試験の対象範囲は原則として、全体を対象とすることが前提だが、管理形態やコンテンツの特性が異なる場合、個別に対象範囲を定めることが可能であるため、その範囲を確認した。

**例外事項：**対象範囲のうち、例外として除外したコンテンツについて確認した。

**外部の動画共有サイトの利用状況：**Youtube や Vimeo などの外部の動画共有サイトの利用状況について確認した。

### 2.4 調査時期

2023年11月2日から9日の期間に調査を実施し、2024年1月8日に最終確認をおこなった。

### 2.5 結果の分析方法

都道府県および市の公式ウェブサイトを読み、調査項目を集計して表にまとめた。

## 3. 結果

### 3.1 自治体ウェブサイトのアクセシビリティ適合レベル

都道府県（47サイト）および選択した市（100サイト）のアクセシビリティ適合レベルを確認した。

表 6 自治体ウェブサイトのアクセシビリティ適合レベル（2024年1月5日）

	AAA に 一部準拠	AA に 準拠	AA に 一部準拠	A に 準拠	A に 一部準拠	未達成	未対応
県	0	23	3	0	11	1	9
市	2	60	2	0	15	0	21
合計	2	83	3	0	26	1	30

「みんなの公共サイト運用ガイドライン 2016」では、公共サイトは「AA に準拠」することが求められているが、これを達成している自治体は都道府県では23サイト（49%）である。また、まだ試験を実施していない都道府県は9（19%）ある。市の場合は62（62%）

と都道府県より割合が高いが、未対応の市は 21 (21%) と都道府県のレベルと同等である。

確認したもののうち、試験を実施しているサイトでは目標とする適合レベルを AA もしくはレベル AA および AAA の一部に設定していた。「A に準拠」していると表記しているサイトの数は 0 であったが、これは AA に準拠することを目指していたが、AA の達成基準の一部を満たせず、結果「AA に一部準拠」もしくは、A の達成基準を満たせず「A に一部準拠」になったためだと考えられる。

### 3.2 自治体ウェブサイトでの音声・動画の対応状況

次に音声・動画の対応状況について確認する。試験を実施しているサイトのうち試験の対象範囲から音声・動画を除外しているのは、都道府県で 32 サイト、市で 69 サイトであった。音声・動画に対して言及がなく、明確な除外をしていない当道府県は 15 サイト、市では 31 サイトであった。

自前で管理するウェブサイト以外の外部の動画共有サイトを利用して音声・動画を公開しているのは都道府県の場合 47 のすべて、市でも 96 のサイトだった。また利用している動画共有サイトは Youtube であった。

表 7 自治体ウェブサイトでの音声・動画の対応状況

	音声・動画を除外	言及なし	外部動画サイト
県	32	15	47
市	69	31	96

## 4. 考察

自治体ウェブサイトの音声・動画ファイルのアクセシビリティ状況について次の 3 つのケースに分けて考察をおこなう。

### 4.1 音声・動画ファイルの扱い

#### ケース 1: 動画を試験対象から除外しているサイト

これは現時点では対応が困難なため、音声・動画を含むページは対応外としているサイトである。アクセシビリティ方針の中で、試験対象から除外しているもので、都道府県および市サイトの約 70% が該当する。

自ら維持管理するサイトに音声・動画ファイルを公開し、そこに字幕や書き起こしテキストを用意することは、現状では対応が困難で除外することは仕方がないだろう。しかし、アクセシビリティ方針では、コンテンツを除外した場合にそれらのアクセシビリティへ対応する期日を明示することが求められているが、これを掲載しているサイトはほとんどない。

#### ケース 2: 音声・動画を除外していないサイト

音声・動画ファイルに対して、除外条件が設けられていないサイトがある。これらの多



くはレベル AA に準拠していた。これらのサイトのアクセシビリティ試験結果を確認すると音声・動画に関する項目は「適用なし」という結果になっている。適用なしとは、試験対象としてサンプリングしたウェブページ一式のなかに音声・動画が含まれていなかったことを意味する。

岐阜市では音声・動画ファイルの掲載を禁止することをウェブアクセシビリティ・ガイドライン（岐阜市役所，2021）で明示している場合があるが，その他のサイトでは掲載を禁止しているのか，偶然に音声・動画ファイルが含まれていなかったのかは不明である。

### ケース 3：外部の動画共有サイトを利用している

Youtube や Vimeo など外部の動画共有サイトを利用して動画を配信している場合である。今回調べたサイトのほとんどが動画共有サイトとして Youtube を利用している。

サイトの除外条件をみると，Youtube などの外部サイトを利用している場合は，自前でのアクセシビリティ対応が困難であるとして，これらを除外している場合がある。

ウェブアクセシビリティ基盤委員会の試験に関する Q&A（ウェブアクセシビリティ基盤委員会，2019）では，Youtube などの外部の動画をページに埋め込んだ場合と，リンクを張った場合の試験への影響の違いを説明している。外部の動画をページ内に埋め込んだ場合，その動画はページの一部として扱われる。一方でリンクのみの場合は外部のコンテンツとして見なすことができるので，試験の対象外となる。

これに基づいて埋め込んだ動画を試験の対象外とするサイトなどが見られた。

## 4.2 自治体ウェブサイトの音声・動画ファイルの扱い

現状では自治体での音声・動画ファイルは Youtube によって配信されているといっても過言ではない。Youtube の動画は，自前のページに埋め込むことが可能だが，これを行うと試験の範囲となってしまうため，別サイトとして扱われている場合がほとんどである。

一方で Youtube ではアクセシビリティ機能を充実させており，アップロードされた動画に含まれる音声に対して音声認識を用いて自動的に字幕を作成する機能を提供している。日本語の音声の場合，まだまだ誤認識や誤変換が含まれるなど作成された字幕の精度は十分ではないが，それを手動で修正して字幕もしくは書き起こしテキストとして利用することができるので，一から書き起こしをするよりも手間がかからない。

自治体の音声・動画ファイルのアクセシビリティを向上させるために，規制を強化することも考えられるが，現状を考慮すると，Youtube の音声認識機能を利用した字幕起こしの機能を有効活用する方法を啓発していく方法が最もよい方法であると考えられる。

### CMS による対応

今回確認した自治体ウェブサイトでは，試験対象範囲を CMS 管理下のページに限定しているサイトが多かった。CMS とは，コンテンツ・マネジメント・システム（Contents Management System）の略で，ウェブサイトのコンテンツを作成・編集・管理するためのシステムである。HTML や CSS などのウェブデザインに関する知識がなくても，ウェブサイトを作成・更新することができる，また，複数人で Web サイトの運用を分担することも可能である。自治体向けに開発された CMS の特徴としては，情報量が多く，複雑な構造の Web サイトに対応できる。また多人数での運用に対応できる。アクセシビリティに配慮し

た設計を導入できるなどのメリットがある。

新たに CMS を導入する自治体は条件を提示し、CMS 開発業者に対して競争入札を実施するが、この条件を見ると、アクセシビリティの要件として AA に準拠することを求めているものが多い。応札した業者は AA を達成するために、既存のコンテンツを改修し、CMS で管理する。CMS 導入後は自治体職員が新たなコンテンツを作成するので、コンテンツ編集画面で、アクセシビリティに反するデータの入力を制限したり、チェックする機能を設けたりすることで品質を維持・担保している。主な CMS では動画のアクセシビリティをチェックや修正をする機能を持っていないので、入力を禁止していることが多い。このことが、動画を除外している大きな理由であることも考えられる。このため、CMS に音声・動画ファイルをアップロードする際にアクセシビリティを担保できる仕組みを設けていくことも、自治体のアクセシビリティを向上させていくことにつながるのではないかと考える。

## 5. まとめ

### 5.1 本研究のまとめ

本研究では自治体ウェブサイトにおいて音声・動画ファイルのアクセシビリティについて、実際のサイトの現状を調査した。その結果、ほとんどのウェブサイトでは外部にお動画共有サイトを用いて動画を配信しており、これらをアクセシビリティの試験範囲から除外していた。

音声・動画ファイルのアクセシビリティを向上させるために、規制を強くする方法も考えられるが、現状を考慮すると Youtube の音声認識機能を用いた自動字幕作成機能を活用する方法を普及・啓発していくことが考えられる。また、多くの自治体が CMS を活用しており、アクセシビリティも CMS の機能で対応していることから、CMS に音声・動画のアクセシビリティ機能を追加していくことを将来の対応策として検討する。

### 5.2 今後の方向性

今回の調査では対象としていないが、本会議や委員会などの様子を動画で中継する市議会が増えている。全国市議会議長会のまとめによれば、令和 4 年末時点で本会議及び委員会の録画をインターネットにより配信（録画・携帯端末含む）している市議会は全国 815 市のうち、743（91.2%）に達している。さらに会議録作成に音声認識システムを導入しているのは 265 市（32.5%）、そのうち会議に音声認識システムを導入しているのは 84 市（31.7%）に及ぶ（全国市議会議長会、2023）。

行政と議会はそれぞれ異なる組織だが、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016 年版）」は、国および地方公共団体などの公的機関は JIS に対応したホームページとするための取り組みが求められている。どちらの組織も同じ対応が必要なのだが、マルチメディアコンテンツに関する実際の対応は大きな違いがある。こうした違いは、法律や規制によるものなのか、組織の文化や目的の違いによるものかは今回の調査からは判明しないが、議会議員にとって、自分の発言が市民に届くことにインセンティブがあるので、積極的にこうしたシステムを導入している可能性がある。議会のアクセシビリティについての研究はほとんどおこなわれていないので、行政と議会で異なる対応がされていること

に着目し、それぞれの違いについての比較研究を今後の課題としたい。

### 引用文献

- WAIC (2016) 「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン (実装チェックリストの作成方法の具体例)」 [https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/201604/icl\\_example.html](https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/201604/icl_example.html)
- WAIC (2020) 「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」  
<https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/202012/>
- WAIC (2021) 「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン」  
<https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/202104/>
- WAIC (2021) 「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」  
<https://waic.jp/docs/jis2016/accessibility-plan-guidelines/202112/>
- アライド・ブレインズ株式会社 (2023) 「公的機関のウェブアクセシビリティ確保の取組実施状況に関する調査」 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000875448.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000875448.pdf)
- 岐阜市役所 (2021) 「ウェブアクセシビリティ・ガイドライン」  
<https://www.city.gifu.lg.jp/info/kouhou/1008373/1008379/1008382.html>
- 総務省 (2016) 「みんなの公共サイト運用ガイドライン (2016年版)」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/guideline.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html)
- 総務省 (2020) 「公的機関に求められるウェブアクセシビリティ対応」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000674055.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000674055.pdf)
- 総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室 (2018) 「公的機関に求められるホームページ等のアクセシビリティ対応」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000543284.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000543284.pdf)
- 全国市議会議長会 (2023) 「令和5年度 市議会の活動に関する実態調査結果」  
[https://www.sigichokai.jp/research/jittai/\\_\\_\\_icsFiles/afieldfile/2023/11/02/2023001010\\_zenntai.pdf](https://www.sigichokai.jp/research/jittai/___icsFiles/afieldfile/2023/11/02/2023001010_zenntai.pdf)
- デジタル庁 (2022) 「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」  
<https://www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibility-guidebook>
- 内閣府 (2011) 「障害者基本法の改正について (平成23年8月)」  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/kaisei2.html>
- 日本規格協会 (2016) 「JIS X8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器, ソフトウェア及びサービス—第3部: ウェブコンテンツ」